

## 西海LINE公式アカウント利用規約

令和3年8月2日制定

(趣旨)

第1条 本規約は、西海市LINE公式アカウント(以下、「当アカウント」という。)を利用する者(以下、「利用者」という。)が、当アカウントを利用するにあたり必要な事項について定めるもの。

(利用にかかる同意)

第2条 利用者は、当アカウントの利用前に本規約を必ず確認し、同意するものとする。

2 利用者は、本規約に同意したことをもって、個人情報の取扱い等について定めた西海市LINE公式アカウント運用ポリシーについても同意したものとみなす。

3 利用者は、LINE株式会社が定める各種利用規約等について遵守するものとする。

(知的財産権)

第3条 当アカウントで使用する著作物の著作権は、原則として市長が所有するものとする。

2 利用者は、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用をすることはできない。

3 利用者が引用等を行う場合は、適宜の方法により出典を明示すること。

4 著作権法27条及び28条に定める権利を含むその他一切の権利については、投稿された時点で、市長に譲渡を受けたものとみなす。

(禁止事項)

第4条 利用者は、当アカウントの利用にあたって、次に各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 犯罪行為を助長するもの

(5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

(6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの

(7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの

(8) 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11) 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (12) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (13) 有害なプログラム等
- (14) わいせつな表現等を含むもの
- (15) 西海市が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (16) LINEの利用規約に反すると思われるもの
- (17) その他、市長が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

2 前項の規定に違反があった場合、市長は利用者に断りなく、コメントの非表示又は削除などの措置を行うことができる。

(免責事項)

第5条 市長は、次の各号に関して責任を負わないものとする。

- (1) 当アカウントで発信された情報を用いて、利用者が行う一切の行為
- (2) 当アカウントで発信された情報に起因して生じた、利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害
- (3) 利用者により投稿された当アカウントに対するコメント等
- (4) その他、当アカウントに関連して生じた、いかなる損害